

第4回農業技能実習事業協議会
(議事要旨)

日時：令和4年1月25日(火) 16時00分～17時00分

※オンライン形式で実施

出席者：

1. 構成員

【農業関係団体】

公益社団法人 日本農業法人協会 業務課長 高須 敦俊

全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部 営農担い手支援課 主査 原澤 恵太

一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 部長 砂田 嘉彦

【事業所管省庁】

農林水産省 農産局 園芸作物課 野菜調整官	山本 隆司
農林水産省 農産局 果樹・茶グループ 果樹・茶グループ長	仙波 徹
農林水産省 畜産局 総務課 畜産総合推進室長	馬場 淳
農林水産省 経営局 就農・女性課 課長	平山 潤一郎

2. オブザーバー

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 補佐官	財津 依人
厚生労働省 人材開発統括官付 海外人材育成担当参事官室 技能実習監理官	宮崎 千晶
外国人技能実習機構 認定課 認定課長	木崎 信子

議事要旨：

農林水産省より以下の旨のあいさつがあった。

- ・ 農業分野に従事する外国人のうち技能実習生は大きな割合を占めている。一方、アメリカ国務省から指摘のあった人身取引防止の観点からも、本制度の適正な運用は大変重要だと認識している。
- ・ 制度所管からの説明及び農業団体の意見をいただき、現在の運用状況・課題を把握し、より良い制度運用に向けた情報共有・意見交換の場となれば幸い。

1. 外国人技能実習制度の現状及び課題等

(1) 外国人技能実習制度の現状及び課題等について

○出入国在留管理庁から「資料 1-1」について説明があった。

- ・ 行政の状況等について不適切な事案を中心に説明する。技能実習法に基づく行政処分の件数を平成 29 年 11 月から昨年 12 月末時点でまとめたもの。監理団体に対して、許可取消しを行った件数が 30 件、事業停止命令は 0 件。改善命令が 10 件。このうち農業関係職種の取扱いがあったものは、許可取消しが 19 件、改善命令が 6 件。令和 3 年度については許可取消しを行った件数は 12 件、改善命令は 8 件。このうち農業関係職種の取扱いがあったものは、許可の取消しが 8 件、改善命令が 5 件。実習実施者については、計画認定取消しが 241 者。また、改善命令が 14 者。このうち農業関係職種に係るものは、認定取消しが 20 者、改善命令は 0 者（該当なし）。令和 3 年度については計画認定の取消しが 133 者、改善命令が 5 者。このうち農業関係職種に係る計画認定の取消しは 11 者。
- ・ 失踪者の発生は大きな課題となっている。原因は人それぞれだが、賃金の不払いや実習実施者側の不適正な取扱い、入国時に支払った費用の回収等の実習生の経済的な事情が挙げられる。令和 2 年については年間 5885 人の失踪が発生している。全体の技能実習生のうち 1.2%に当たる。前年比で減少傾向にはあるが年間約 6000 人の実習生が失踪していることは大きな課題だといえる。入管庁、厚労省、技能実習機構を含めて様々な対策を講じている。
- ・ 失踪者の業種に注目すると 1 番失踪が多いのは建設関係、2 番目に農業、次に食品製造関係となっている。職種に注目すると 1 番は建設のとび、2 番は耕種農業となっている。これは令和 2 年に限らず、これまでも同様の傾向。
- ・ 失踪者を発生させないために関係者の皆様に御留意いただきたい点をまとめたリーフレットである。失踪の動機は様々だが、仕事の内容や給料などが事前に聞いていた待遇と異なっているということがあると聞いている。そのため事前に給料の仕組みや控除の理由などを丁寧に説明することが大事である。源泉徴収や社会保険料については、母国に同様な仕組が存在しない国などがあり、実習生には理解ができないことがある。文化等の違いから指導のつもりでも間違った伝わりかたをしてしまうことがあるので、個々の外国人に対して十分配慮できる指導体制を構築することが大切。広報用動画もあるので、実習生や関係者向けの周知やセミナー等でぜひご活用いただきたい。

○外国人技能実習機構からは（資料 1-2）について報告があった。

- ・ コロナの影響を受けて、計画認定件数については、令和 2 年度は元年度より減少している。特に新規入国に係る 1 号の計画認定件数が大きく減っているところ。総数では、令和 2 年度は元年度から 3 割ほど減少している。農業関

係についても 27.8%とほぼ同様の減少傾向となっている。認定件数については、入国数と一致するものではないため、入国制限の期間については更に大きな影響が出ているのではないかと認識している。

- ・ 報告ベースだが、実習実施者数についても取りまとめている。全体として 63000 件ほどあり、そのうち農業・林業においては 1000 件ほどとなっている。全体の構成比としては 17.3%となっている。また業種ごとの給与支給額等についても取りまとめている。1号と3号の給与の増減率をみると、一番昇給幅が大きいのが建設業、農業・林業は昇給率が最も低くなっているところ。コロナの影響は続くと思うが引き続き注視していきたいと思う。

(2) 農業関係技能実習の運用状況等について

全国農業会議所から資料 2-1 について説明があった。また、各団体から課題や要望等について報告があった。

全国農業会議所

- ・ コロナの影響で入国する実習生が減ったことにより、初級の受験者が減っている。専門級についても今年度は 2 年度と同程度の受験者数だが、令和 4 年度については影響が出て受験者数が減少に転じる見込み。

日本農業法人協会

- ・ 監理団体や実習実施者が関与せずに、在留資格の変更等の申請を行う際は、実習実施者・監理団体の同意書等の提出を義務化してほしい。
- ・ 特定技能での就職先を紹介するというスカウト行為が増えているが、技能実習生は正規の業者か否かの判断をつけるのは難しい。混乱やトラブルを避けるために不正ブローカーを排除する仕組みが欲しい。
- ・ 実習生が自ら就職活動等を行い、実習実施者や監理団体と無関係な職場に就職する場合、雇用契約等を締結した時点で監理責任を新しい雇用主等に移行できるようにしてほしい。
- ・ 帰国費用について、実習生の一方的な自己都合による途中帰国の場合等は、実習生の同意があれば実習生が負担もしくは一部負担できるようにしてほしい。
- ・ 水際対策における新規入国時の申請について、監理団体も受入責任者となれるようにしてほしい。

全国農業協同組合中央会

- ・ 冬場の一時帰国を可能にする仕組みについては数年前から意見が出ているが前進がなく、直近でも引き続き産地から意見が出ているので改めて検討してほしい。
- ・ 法人以外でも技能実習生が複数農家において実習できるようにしてほしい。
- ・ 農業を広く学ぶ際には生産・製造以外の業務も大切なので、定義の見直しなど

業務区分要件を柔軟に運用してほしい。

- ・ 事務手続きが煩雑なため、農作業請負方式における県域協議会設置義務を緩和してほしい。
- ・ 特定技能への移行等の際、たすき掛け（耕種の技能実習生が畜種の特定技能に移行等）できるようにしてほしい。
- ・ 賃金格差による地域間の競争が起きにくい仕組みにしてほしい。
- ・ 産地としても対策はしているが、不法就労や不法滞在の取締りを強化してほしい。
- ・ 外国人が住居を借りるのが困難であったり、そもそも過疎地で近くに不動産がないことがあり、居住地の確保が困難となっている。
- ・ コロナ対策について、聞き取り時と状況は違うが、渡航費や待機費の負担軽減の意見が多くあった。
- ・ 水際対策の要件について、特定監理団体への対象緩和や、申請時期の段階的対応の緩和、技能実習における行動制限緩和の対象化等の要望があった。今後の水際対策の際には検討頂きたい。

2. 質疑応答

全国農業協同組合中央会から出入国在留管理庁に対して質問があった。

（全国農業協同組合中央会）

源泉徴収や日本の給与の仕組みや社会保険について資料や動画はあるのか。

（出入国在留管理庁）

現時点では（主に農家向けの）リーフレットの記載のみ。

（全国農業協同組合中央会）

国からの情報だと実習生も納得しやすいと思われるため、トラブルや失踪を回避する観点から、全国的に共通の仕組みである源泉徴収等については実習生向けの資料の作成を検討頂けないか。

最後に農林水産省経営局就農・女性課より（資料3-1～3-6）について報告があった。なお、「農業技能実習事業協議会運営要領（農業技能実習事業協議会決定第1号）」の一部を改正すること（資料3-6）について、特段異論はなく、協議は調った。

以上